

## 「秋田県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）案」に関する意見募集（パブリックコメント）について

令和4年6月15日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部が改正され、令和6年4月1日から施行されました。

一時保護施設の設備及び運営に関する基準については、これまで児童養護施設の設備・運営基準を準用していましたが、今般の法改正により、施行後1年を超えない期間に県の条例で定めることとされました。

県では、国が示した基準（一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号））を踏まえて、令和6年度中に「秋田県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）」を制定いたします。

ついては、次のとおり意見を募集しますので、ご意見をお寄せくださるようお願いします。

### 関係資料等の閲覧方法

#### （１） インターネット

秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」地域・家庭福祉課ウェブサイト

#### （２） 印刷物の閲覧場所

秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課（県庁本庁舎2階）

秋田県総務部広報広聴課（県庁本庁舎1階）

秋田県各地域振興局総務企画部地域企画課（秋田地域振興局を除く）

#### 閲覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、及び12月29日～1月3日を除く）

### 1 意見募集期間

令和6年12月6日（金）から令和7年1月6日（月）まで

### 2 意見の提出方法

意見書様式（任意の様式でも可）に記入のうえ、郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で、令和7年1月6日（月）まで提出してください。

意見の提出先については、以下をご覧ください。

①郵送先：〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県健康福祉部 地域・家庭福祉課 家庭福祉チームあて

②ファックス番号：018-860-3844

③メールアドレス：chifuku@pref.akita.lg.jp

### 3 その他

「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」の内容については、別添1の内閣府令（官報の写し・抜粋）をご覧ください。